

令和元年

第7回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

赤穂市教育委員会

令和元年第7回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

資料1 赤穂市教育支援委員会規則の一部を改正する規則新旧対照表

赤穂市教育支援委員会規則の一部を改正する規則新旧対照表

下線は改正部分を示す。

現 行 規 則	改 正 規 則
<p>(委員の委嘱)</p> <p>第2条 委員会は、次の者をもって構成し、赤穂市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。</p> <p>(1) 学校医代表 <u>1名</u></p> <p>(2) 学校歯科医代表 <u>1名</u></p> <p>(3) 精神科医 <u>1名</u></p> <p>(4) 赤穂精華園長 <u>1名</u></p> <p>(5) 赤穂特別支援学校長 <u>1名</u></p> <p>(6) 小中学校長代表 <u>2名</u></p> <p>(7) 保育所長代表 <u>1名</u></p> <p>(8) 幼稚園長代表 <u>1名</u></p> <p>(9) 小中養護教諭代表 <u>2名</u></p> <p>(10) 特別支援学級担任教諭代表 <u>2名</u></p> <p>(11) 児童発達支援事業管理者 <u>1名</u></p> <p>(12) 教育委員会事務局職員 <u>2名</u></p>	<p>(委員の委嘱)</p> <p>第2条 委員会は、次の者をもって構成し、赤穂市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。ただし、教育委員会が必要と認める者が<u>あるときは、その者を委員とするこ</u>とができる。</p> <p>(1) 学校医代表 _____</p> <p>(2) 学校歯科医代表 _____</p> <p>(3) 精神科医 _____</p> <p>(4) 赤穂精華園長 _____</p> <p>(5) 赤穂特別支援学校長 _____</p> <p>(6) 小中学校長代表 _____</p> <p>(7) 保育所長代表 _____</p> <p>(8) 幼稚園長代表 _____</p> <p>(9) 小中養護教諭代表 _____</p> <p>(10) 特別支援学級担任教諭代表 _____</p> <p>(11) 児童発達支援事業管理者 _____</p> <p>(12) 教育委員会事務局職員 _____</p>